

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○地籍調査事業計画の変更 (地域復興支援課) 一

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請 (循環型社会推進課) 一

○生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 二

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 二

○生活保護法による施術者の指定 (同) 二

○農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 二

○農用地利用配分計画の認可の申請 (同) 三

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 (水産業振興課) 三

○土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 三

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (道路課) 三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達の公告 (二件) (会計課) 五

### 労働委員会

○宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示 一〇

## 告 示

○宮城県告示第七百九十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成三十年年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成三十年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

一 調査を行う者の名称  
大崎市  
二 調査地域

変更後	変更前
古川清滝字新町田等七単位区域	古川清滝字新町田等七単位区域
古川清滝字山崎等二単位区域	古川清滝字山崎等二単位区域
古川清滝字寺前等十七単位区域	古川清滝字寺前等十七単位区域
古川清滝字新町田等七単位区域	古川清滝字山崎等二単位区域
古川清滝字寺前等七単位区域	古川清滝字寺前等七単位区域
古川富長字新北田等三十六単位区域 (数値情報化)	

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百九十一号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成三十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成三十年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社イーストコア

2 所在地 宮城県塩竈市貞山通二丁目二番六号

3 代表者の氏名 田中 信行

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市下野郷字中野馬場三十四番一

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七号第七号)

木くず又はがれき類の破碎施設(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七号第八号の二)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

五 申請年月日  
平成三十年七月二十七日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

2 縦覧期間 平成三十年八月二十一日から平成三十年九月二十日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成三十年十月四日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
コツコツクリニツク多賀城整形外科	多賀城市高橋四丁目二十番五号	平成三十年七月一日
森さい生医院	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十八番地三	平成三十年七月一日
おおさき南調剤薬局	大崎市古川中島町八番四十六号	平成三十年七月一日
おおくぼ統合医療クリニツク	名取市植松三丁目五番二十四号	平成三十年六月一日

○宮城県告示第七百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
コツコツクリニツク多賀城整形外科	多賀城市高橋四丁目二十番五号	平成三十年六月三十日
ひがし薬局大河原	柴田郡大河原町大谷字末広六十一	平成三十年二月二十八日

○宮城県告示第七百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指 定 年 月 日
大内 善一	大内はり灸接骨院	名取市美田園五丁目四番十号 Y & M グランプリエ百一	平成三十年六月二十七日
柴田 道文	柴田接骨院	登米市登米町日野渡内の目三百二十一 一五	平成三十年七月十一日

○宮城県告示第七百九十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要  
別冊一のとおり

二 認可年月日

平成三十年八月二十一日

○宮城県告示第七百九十六号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十年八月二十一日から平成三十年九月四日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊二のとおり

二 申請年月日

平成三十年八月七日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第七百九十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、浦戸東部加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成三十年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百九十八号

登米吉田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年八月九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年八月二十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小 林 徳 光

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 千七百三十五トン

(二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 五十一キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成三十一年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一―一三三三五）へ平成三十年九月六日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一番一号  
宮城県北部土木事務所経理班（担当 叶 由紀 電話〇二二九一九一〇七六七）

3 入札説明書の交付期限

平成三十年九月七日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成三十年九月六日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成三十年九月二十一日（金）午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年九月二十一日（金）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年十月十日（水）午前九時から平成三十年十月十一日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書提出する場合

(1) 日時 平成三十年十月十日（水）午前九時から平成三十年十月十一日（木）午後五時まで  
(2) 場所 2に同じ

(3) 郵送による場合は、二重封筒とする。入札書を中封筒に入れ、入札者の法人名・開札日及び入札に係る調達物品の名称を記載し配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するように

提出すること。

(4) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成三十年十月十二日(金)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県北部土木事務所
- (二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県北部土木事務所

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2019.

3 Place of Delivery : Within Northern civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Thursday, October 11, 2018, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Yuki Kanou, Accounting Group, Northern civil engineering office Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-1 asahi, furukawa, Osaki, Miyagi, 989-6117 Japan. Tel: 0229-9140767

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県財務総合管理システム運用・アプリケーション保守業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県行政庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿(以下「登録簿」という。)に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 次に掲げる認証制度のいずれも取得していること。

(一) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度

(二) プライバシーマーク制度

9 独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験のうち、次に掲げるいずれかの試験又は当該試験と同等と認められる資格試験の合格者又は同等の資格保有者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

(一) システムアーキテクト

(二) 応用情報技術者

10 富士通社製業務パッケージソフト（IPKNOWLEDGE財務会計V2、IPKNOWLEDGE基本V2、IPKNOWLEDGE電子決裁V2及びオブション）を用いて過去三年以内に開発又はカスタマイズ業務を行った実績があること。

11 過去三年以内に情報システムの開発又は運用保守に係る業務委託契約（請負額二千万円以上に限る。）を締結し、履行した実績を有すること。（運用保守で複数年契約しているものにあつては履行開始から一年以上経過したものを含む。）

12 本業務に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けたものであること。

13 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から12までの要件を満たしていること。（9については、各構成員が雇用している試験の合格者等を合わせたことにより該当することとなる場合も含む。）

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

14 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県指定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三日八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成三十年九月十一日（火）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所及び問合せ先

千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三日八番一号

宮城県出納局会計課出納・決算班（電話〇二二―二二―一三三三五）

2 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年九月四日（火）から平成三十年九月十一日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、

郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年九月二十一日(金) 午前九時から平成三十年九月二十八日(金) 午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 平成三十年九月二十一日(金) 午前九時から平成三十年九月二十八日(金) 午後五時まで

(ロ) 持参の場合 平成三十年九月二十一日(金) 午前九時から平成三十年九月二十八日(金) 午後五時まで

提出場所 三の1に同じ

提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

開札の日次及び場所

4

平成三十年十月一日(月) 午前十時三十分

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎一階 宮城県出納局会議室

入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の百分の八に相

当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額(以下「入札価格」という。))をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が成立しなかった場合の取扱いについては契約書(案)に示すとおりとする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary  
1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Operation and Application Maintenance of the Financial Management System for the Miyagi Prefectural Government (I Set)

2 Implementation Period : January 1, 2019 to December 31, 2023

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building

4 Deadline for Bid Submission : September 28, 2018, 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Revenue and Account Settlement Section, Accounting Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan E-mail : kaiketk@pref.miyagi.g.jp

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県財務総合管理システム端末装置等機器賃貸借、導入設定及び保守業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県行政庁舎、宮城県警察本部、宮城県各合同庁舎、各警察署ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度による認証を取得していること。

9 過去五年以内に当該調達要件と同等以上の契約を締結し、履行した実績を有すること。（賃貸借業務で複数年契約しているものにあつては履行開始から一年以上経過しているものを含む。）

10 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

11 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10までの要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県指定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事

項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五）へ平成三十年九月十一日（火）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所及び問合せ先

〒980-0185 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局会計課出納・決算班（電話〇二二二二一三三三五）

2 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年九月四日（火）から平成三十年九月十一日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、

郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年九月二十一日（金）午前九時から平成三十年九月二十八日（金）午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 平成三十年九月二十一日（金）午前九時から平成三十年九月二十八日（金）午後五時まで

(ロ) 持参の場合 平成三十年九月二十一日（金）午前九時から平成三十年九月二十八日（金）午後五時まで

ロ 提出場所 三の1に同じ

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

4 開札の日次及び場所

平成三十年十月一日（月）午後二時三十分

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎一階 宮城県出納局会議室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百零三条及び第一百零四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額（以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額）の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第一百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が成立しなかった場合の取扱いについては契約書（案）に示すとおりとする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Lease, installation and maintenance of

- financial management system terminal equipment and other devices
- 2 Period of Contract : January 1, 2019 to December 31, 2023
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Office
- 4 Deadline for Bid Submissions : September 28, 2018, 5: 00 p.m.
- 5 Contact Information : Revenue and Account Settlement Section, Accounting Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan E-mail : kaiketk@pref.miyagi.lg.jp
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

### 労働委員会

○宮城県労働委員会役員名簿  
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき宮城県労働委員会役員名簿を掲載する。次のとおりである。

平成三十年八月二十一日

宮城県労働委員会  
役員名簿  
宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿  
(平成30年8月1日現在)

氏名	現職	主要経歴	委嘱年月日
水野 紀子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	東北大学大学院法学研究科 長	平30. 4. 1
坂田 宏	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	横浜国立大学経営学部助教	平30. 4. 1
岡崎 貞悦	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁護士	平30. 4. 1
豊田 耕史	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁護士	平30. 4. 1
佐々木 くみ	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部准教授		平30. 4. 1
富永 信明	宮城県労働委員会委員 U Aセブソ宮城県支部長	U I センソソ同盟宮城県支部 支部長	平30. 4. 1
小出 裕一	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会会長	日本労働組合総連合会宮城 日本連合会仙台地域協議会 長	平30. 4. 1

佐々木 弘昭	宮城県労働委員会委員 全日通労働組合宮城支部執行委 員長	日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員	平30. 4. 1
池町 江美子	宮城県労働委員会委員 全労連全国協会宮城支部書記 組合長	全国生協労働組合連合会女 性部会長	平30. 4. 1
阿部 康志	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委 員長		平30. 4. 1
岡崎 智政	宮城県労働委員会委員	株式会社三陸河北新報社代 表取締役社長	平30. 4. 1
大内 栄治	宮城県労働委員会委員 宮城財団法人七十七振 興財団業務執行理事	株式会社七十七銀行取締役	平30. 4. 1
伊藤 光芳	宮城県労働委員会委員	株式会社山製作所執行役 員管理本部長	平30. 4. 1
星 昌明	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ビジネスサ ポート本部入財部部長	東北電力株式会社天童営業 所長	平30. 4. 1
星 幸一	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会 専務理事	東北電力株式会社相双営業 所長	平30. 8. 1
正木 毅	宮城県労働委員会事務局長		平28. 4. 1
佐々木 俊人	宮城県労働委員会事務局次長兼 審査調整課長		平30. 4. 1